

平素より、東京都の進めるまちづくりにご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
東京都及び東京都都市づくり公社では、引き続き安全で災害に強いまちづくりの実現を
目指し「補助第86号線（志茂地区）」の整備を進めてまいります。

事業の進捗状況について

現在は、道路整備に向けた用地取得を進めています。
用地取得の進捗率は、約53%（令和7年3月末時点）です。
今年度も引き続き、事業を推進してまいります。

事業の概要については、
第二市街地整備事務所ホームページをご覧ください⇒



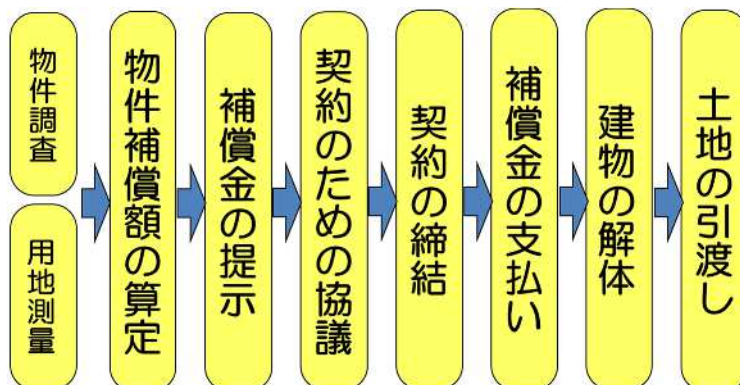
用地取得って、どのように進んでいくの??

初めてのことで、どうすればいいのかわかりません



都市せいび
(都市整備局キャラクター)

一般的な用地取得の手順は、



という流れになっています。

次のページで簡単に説明します。

用地取得の流れについて

まず、「境界確認及び用地測量」と「物件調査」にご協力ください。



境界確認・用地測量

土地所有者及び関係人立ち合いのもとで境界を確認し、取得する土地の区域や面積を確定するため、測量を行います。



物件調査

建物・工作物等について、構造や数量、権利関係等を調査します。



調査後、算定を行い、個別に金額を提示し、補償内容をご説明いたします。ご納得いただけましたら、次の段階に移ります。



契約締結

権利者と個別に契約を締結します。権利者が複数の場合は、同時契約が原則です。

補償金支払

3回に分けてお支払いします。

契約後	建物補償金（前払分）
登記完了後	土地代金
～お引越し～	
建物解体後	建物補償金（残金）

建物解体・土地引き渡し

建物等をご移転いただき、都がその完了確認をいたします。その後土地を引き渡していただき、手続きは完了です。

まずはご相談ください

東京都 第二市街地整備事務所 事業課

○物件調査、補償金に関すること まちづくり用地担当 丸山、星野 電話：03-5389-5161

○事業内容、測量に関すること まちづくり推進担当 宇田川、影山 電話：03-5389-5170

（公財）東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所

○物件調査、補償金に関すること 用地課 藤原、銀川、芳賀、小林、松井 電話：03-6454-3823